

議案第 8 号

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
改正について

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を別紙のとおり改正  
する。

平成 27 年 3 月 3 日提出

日野町長 景 山 享 弘

## 日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

- ・鳥取県西部地区特別職報酬等審議会からの答申等により報酬月額及び期末手当の率を改定する。

### 2 改正内容

- ・期末手当の算定に用いる率の100分の122.5及び100分の137.5を100分の155に改める。(第4条)
- ・報酬月額を答申に基づき改める。(別表第1)
  - 議長 月額308,000円から316,000円
  - 副議長 229,000円から235,000円
  - 常任委員長 220,000円から226,000円
  - 議会運営委員長 月額220,000円から226,000円
  - 議員 月額215,000円から221,000円

### 3 附則規定

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年日野町条例第24号)を次のように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」及び「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: right;">316,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td style="text-align: right;">235,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員長</td> <td style="text-align: right;">226,000円</td> </tr> <tr> <td>議会運営委員長</td> <td style="text-align: right;">226,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td style="text-align: right;">221,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	議員報酬月額	議長	316,000円	副議長	235,000円	常任委員長	226,000円	議会運営委員長	226,000円	議員	221,000円	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: right;">308,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td style="text-align: right;">229,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員長</td> <td style="text-align: right;">220,000円</td> </tr> <tr> <td>議会運営委員長</td> <td style="text-align: right;">220,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td style="text-align: right;">215,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	議員報酬月額	議長	308,000円	副議長	229,000円	常任委員長	220,000円	議会運営委員長	220,000円	議員	215,000円
区分	議員報酬月額																								
議長	316,000円																								
副議長	235,000円																								
常任委員長	226,000円																								
議会運営委員長	226,000円																								
議員	221,000円																								
区分	議員報酬月額																								
議長	308,000円																								
副議長	229,000円																								
常任委員長	220,000円																								
議会運営委員長	220,000円																								
議員	215,000円																								

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。